

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年7月4日（令和6年（行情）諮問第772号及び同第773号）

答申日：令和7年2月7日（令和6年度（行情）答申第891号及び同第892号）

事件名：物資の収用等、土地の使用等及び関係法令の特例に係る通知等に関する業務の参考の一部開示決定に関する件

物資の収用等、土地の使用等及び関係法令の特例に係る通知等に関する業務の参考のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」及び「文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和5年9月21日付け防官文第19718号、同年11月30日付け同第24280号並びに令和6年3月19日付け同第6380号及び同第6381号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各開示決定及び各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分4」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）審査請求書1（原処分1について）

ア 文書の特定が不十分である。

（ア）国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』（別件の損害賠償請求事件における国の主張）【別紙1（略）】である。

（イ）国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は、「スキャナで読み取ってできた

電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」（20頁）と定めている。

（ウ）（ア）及び（イ）の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

（エ）本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙2（略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙3（略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

なお本件申立て時には開示実施を受けていないが、過去の例から処分庁の開示の実施が申立可能期間を過ぎた後に行われる場合があるので、事前に申し立てる次第である。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が特定されなかったものについては、その特定を求めるものである。

カ 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

平成24年度（行情）答申第365号及び同第367号が指摘するように、請求に係る行政文書のごく一部について決定し、実質的な判断を先送りすることは望ましくないので、サンプル的な決定を行うべきである。

キ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

（2）審査請求書2（原処分2について）

上記（1）アないしカと同旨。

（3）審査請求書3（原処分3及び原処分4について）

ア 本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

令和5年度（行情）答申第654号に従い、本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

イないしエ 上記（1）イないしエと同旨。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

キ及びク 上記（1）オ及びキと同旨。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

（1）原処分1及び原処分3について

本件開示請求は、別紙の１（１）に掲げる文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書１を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和５年９月２１日付け防官文第１９７１８号により、文書１の１枚目及び２枚目のみについて、法９条１項に基づく開示決定処分（原処分１）を行った後、令和６年３月１９日付け同第６３８０号により、文書１の１枚目及び２枚目を除く部分について、法５条３号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分３）を行った。

本件審査請求は、原処分１及び原処分３に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

（２）原処分２及び原処分４について

本件開示請求は、別紙の１（２）に掲げる文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書２を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和５年１１月３０日付け防官文第２４２８０号により、文書２の３枚目及び４枚目のみについて、法９条１項に基づく開示決定処分（原処分２）を行った後、令和６年３月１９日付け同第６３８１号により、文書２の３枚目及び４枚目を除く部分について、法５条３号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分４）を行った。

本件審査請求は、原処分２及び原処分４に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

２ 法５条該当性について

原処分３及び原処分４において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法５条３号に該当する部分を不開示とした。

３ 審査請求人の主張について

（１）原処分１及び原処分３について

ア 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。

イ 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省にお

いて業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法 2 条 2 項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「特定された P D F ファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、本件対象文書は電磁的記録で管理されている行政文書であり、紙媒体を保有していない。

オ 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」としているが、本件開示請求に係る行政文書は、法 5 条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法 1 1 条を適用することとし、その上で、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分 1 を行ったものである。

カ 審査請求人は、「複写媒体として D V D - R の選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法 1 9 条 1 項に基づいて、諮問すべき事項にあたらない。

キ 審査請求人は、「本件対象文書の電磁的記録の特定を求める」としているが、本件対象文書は電磁的記録を特定している。

ク 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分 3 においては、本件対象文書の法 5 条該当性を十分に検討した結果、上記 2 のとおり、本件対象文書の一部が同条 3 号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

ケ 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分 3 において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。

コ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分 1 及び原処分 3 を維持することが妥当である。

(2) 原処分 2 及び原処分 4 について

ア及びイ 上記 (1) ア及びイと同旨。

ウ 審査請求人は、「特定された P D F ファイルが本件対象文書の全て

の内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件審査請求が提起された時点においては、審査請求人は、複写の交付を受けていない。

エないしコ 上記（１）エないしコと同旨。（ただし、「原処分１」とあるのは「原処分２」、「原処分３」とあるのは「原処分４」と読み替える。）

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| ① 令和６年７月４日 | 諮問の受理（令和６年（行情）諮問第７
７２号及び同第７７３号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ 同月２２日 | 審議（同上） |
| ④ 令和７年１月１７日 | 本件対象文書の見分及び審議（同上） |
| ⑤ 同月３１日 | 令和６年（行情）諮問第７７２号及び同
第７７３号の併合並びに審議 |

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件対象文書について

本件対象文書は、上記第１（別紙の２）のとおりであり、処分庁は、その一部を法５条３号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

２ 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、過去の修正において修正意見を提出した部隊等名及び自衛隊法１０３条等に規定する物資の収用等に関する業務を行う防衛省・自衛隊の部署名等が具体的に記載されていると認められる。

原処分において、物資の収用等に際して行う業務の内容等が開示されていることからすると、当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがある旨の諮問庁の別表の「不開示とした理由」欄の説明を否定することまではできない。

そうすると、当該不開示部分は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれ等があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

３ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、いずれも妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

- (1) 「物資の収用等、土地の使用等及び関係法令の特例に係る通知等に関する業務の参考」(2020. 8. 11一本本B957)の改定最新版。
- (2) 「物資の収用等、土地の使用等及び関係法令の特例に係る通知等に関する業務の参考」(2020. 8. 11一本本B957)の改定最新版のうち防官文第19718号(2023. 7. 25一本本B1040)で残りの部分とされた全て、及び当該文書の原本を綴っている行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。

2 本件対象文書

- 文書1 物資の収用等、土地の使用等及び関係法令の特例に係る通知等に関する業務の参考 統合幕僚監部(令2. 5. 12改定)
- 文書2 物資の収用等、土地の使用等及び関係法令の特例に係る通知等に関する業務の参考 統合幕僚監部(令2. 5. 12改定)(1枚目及び2枚目を除く。)

別表

文書1 物資の収用等、土地の使用等及び関係法令の特例に係る通知等に関する業務の参考 統合幕僚監部（令2. 5. 12改定）

不開示とした部分	不開示とした理由
4枚目ないし6枚目、8枚目ないし18枚目、20枚目、22枚目、24枚目、25枚目、44枚目、46枚目ないし51枚目、55枚目ないし60枚目、63枚目ないし68枚目、72枚目ないし77枚目、81枚目ないし86枚目、90枚目ないし95枚目、99枚目ないし102枚目、106枚目ないし109枚目、128枚目ないし133枚目、135枚目ないし139枚目、141枚目ないし146枚目、149枚目ないし154枚目、158枚目ないし163枚目、165枚目ないし169枚目及び171枚目ないし175枚目のそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

※枚数の表記は、令和5年9月21日付け防官文第19718号で決定した1枚目及び2枚目を除いて記載している。

文書2 物資の収用等、土地の使用等及び関係法令の特例に係る通知等に関する業務の参考 統合幕僚監部（令2. 5. 12改定）（1枚目及び2枚目を除く。）

不開示とした部分	不開示とした理由
2枚目ないし4枚目、6枚目ないし16枚目、18枚目、20枚目、22枚目、23枚目、42枚目、44枚目ないし49枚目、53枚目ないし58枚目、61枚目ないし66枚目、70枚目ないし75枚目、79枚目ないし84枚目、88枚目ないし93枚目、97枚目ないし100枚目、104枚目ないし107枚目、126枚目ないし131枚目、133枚目ないし137枚目、139枚目ないし144枚目、147枚目ないし15	防衛省・自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

2枚目、156枚目ないし161枚目、 163枚目ないし167枚目及び169 枚目ないし173枚目のそれぞれ一部	
---	--

※枚数の表記は、令和5年9月21日付け防官文第19718号で決定した1枚目及び2枚目並びに同年11月30日付け同第24280号で決定した3枚目及び4枚目を除いて記載している。